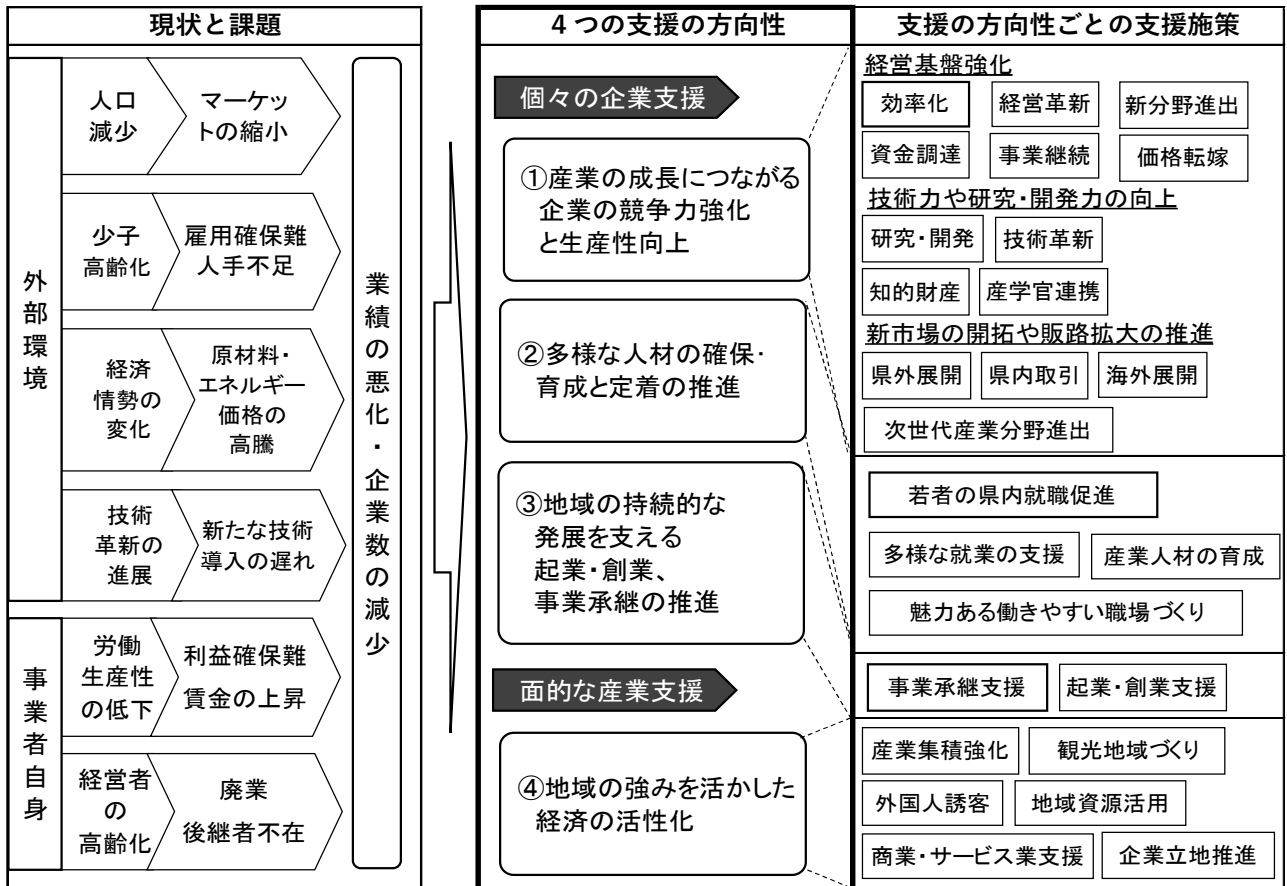


島根県中小企業・小規模企業振興基本計画(令和7年度～令和11年度)の概要

- 県内の中小企業は、全企業数の99.9%、従業員数の91.3%(令和3年経済センサス)を占め、県内の経済と雇用の中心的な担い手であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に貢献している重要な存在
- 平成27年12月に制定された島根県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、中小企業・小規模企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため本計画を策定
- 県では、中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、次の4つの支援の方向性のもと、企業の自律的な経営の確立と持続・成長・発展に向けた支援を展開

1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



☆支援する上での配慮事項

- ・ 小規模企業への対応
- ・ 中山間地域・離島地域への対応
- ・ 官公需の対応

各施策は、**条例第11条**に掲げられた**13の基本方針**に整合

2. 計画期間中の経営環境の変化に対応した支援のポイント(令和8年度～)

近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は年々目まぐるしく変化するため、当計画では計画期間内で、短期(1～2年程度)で、「計画期間中の経営環境の変化に対応した支援のポイント」を追加設定し、その時々合った中小企業の課題に柔軟に対応

長期化している
エネルギー価格・物価高騰、
人件費上昇への対応(R8～)